

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<令和6年の報告及び勧告のポイント>

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を平均2.66%引上げ
- ボーナスを0.1月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分
- 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア 民間給与と職員給与との比較

(7) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
378,443円	368,621円	9,822円(2.66%)

(イ) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給割合を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給割合(B)	差(A-B)
4.61月分	4.50月分	0.11月分

イ 給与に関する勧告

(7) 月例給の改定

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の給料月額を引上げ

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

b 初任給調整手当の改定

医師等の初任給調整手当を引上げ

c 実施時期

令和6年4月1日

改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
368,621円	9,814円*(2.66%)	378,435円

* 給料表の改定に伴う手当額の増額分を含む。

参考（行政職給料表）
職員数 3,719人
平均年齢 41.9歳
平均勤続年数 17.4年

(イ) 特別給（ボーナス）の改定

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.05月分引上げ（4.50月分→4.60月分）

支給割合（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
令和6年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）	2.5月（現行2.45月）
	勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）	2.1月（現行2.05月）
	計	2.25月（支給済み）	2.35月（現行2.25月）	4.6月（現行4.5月）
令和7年度以降	期末手当	1.25月	1.25月	2.5月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	2.1月
	計	2.3月	2.3月	4.6月

b 実施時期

勧告を実施するための条例の公布日

ウ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(7) 給料表の見直し

- ・ 国家公務員の俸給表に準じて改定
- ・ 初任給を始め若年層の給料月額を大幅に引上げ
- ・ より職責重視の体系とし、役割に見合う処遇に見直し

(イ) 諸手当の見直し

a 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を 13,000 円に引上げ

配偶者に係る手当 6,500 円 → 廃止

子に係る手当（1人当たり）10,000 円 → 13,000 円

なお、配偶者に係る手当の廃止は、行政職給料表 8 級相当の職員及び警察官給料表 9 級の警察官を除き、2 年をかけて実施し、子に係る手当額の引上げも同様に 2 年をかけて実施

b 地域手当

- ・ 国の見直しを踏まえるとともに、国とは異なる独自措置を講じてきた状況、人事管理上の影響、他の都道府県の実態、人材確保への影響等を考慮し、地域手当制度の趣旨に沿った適切な措置を講じることが適当
- ・ 異動保障の期間を 2 年間から 3 年間に延長（3 年目は異動等前の 60%の支給割合）

c 通勤手当

支給限度額を 1 か月当たり 150,000 円に引上げ（新幹線鉄道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給）

d 単身赴任手当

支給要件を拡大（採用時から支給可能に）

e 管理職員特別勤務手当

支給対象時間帯を拡大

現行：午前 0 時～午前 5 時 見直し後：午後 10 時～午前 5 時

(7) 再任用職員への手当支給の拡大

異動の円滑化に資する手当（地域手当の異動保障、住居手当等）を新たに支給

(イ) 実施時期

給料表は令和 7 年 4 月 1 日に切替え

諸手当の見直しは令和 7 年 4 月 1 日から実施

エ 公務運営の改善

(7) 人材の確保及び育成

- ・ 職員採用 I 種試験受験者数について、早期募集枠、社会人枠試験では、多くの申込者があったものの、通常枠試験については減少傾向。和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて、キャリア形成やキャリアパスを含めて、更なる情報発信の強化を図るとともに効果的な採用試験の実施について検討
- ・ 採用後の人材育成には、管理職が職員のキャリア形成を支援する取組を定着させるとともに、若手職員の早期退職を防止するため、明確なキャリアパスの提示や働き方改革に取り組むことが必要

(イ) 多様な職員の活躍推進

a 女性職員の活躍

- ・ 管理職の女性割合は昨年度から 1.9%減少。家庭と仕事を両立できる職場環境の整備等働き方改革に、より真剣に取り組むことが必要

b 障害者の雇用

- ・ 今後も、計画的な採用を推進するとともに、採用後の定着に向け、取組を推進することが必要

c 高齢層職員の活躍

- ・ 意欲をもって働くことができる対応を考えることが必要

(7) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めることが必要
- (イ) 勤務環境の整備
- a 長時間労働の是正等
- (a) 超過勤務の縮減
- ・ 令和5年度の職員1人1月当たりの平均超過勤務時間数は、令和4年度に比べて知事部局と教育委員会は減少、警察本部は増加
 - ・ 超過勤務の縮減のためには、まず、勤務時間を適正に把握し、管理することが重要。行政事務用パソコンの実稼働状況などの客観的な記録を基礎とした勤務時間管理を導入することが必要
- (b) 教育職員の働き方改革の推進
- ・ 教育委員会は、「教職員等の働き方改革推進プラン」の目標達成のため、引き続き対策を講じ、具体的な成果を出すことが必要
- (c) 年次有給休暇の取得促進等
- ・ 令和5年度は、知事部局、教育委員会及び警察本部の全てにおいて、それぞれの目標日数を達成。引き続き、計画的・連続的取得の促進に取り組むことが必要
- b 柔軟な働き方の推進
- ・ 職員一人ひとりの環境に即した柔軟な働き方が可能となるよう、より一層取組を進めていくことが必要
 - ・ 本年4月、勤務間インターバルの確保に係る任命権者の責務を明確化。時差勤務の積極的な活用、業務合理化等による超過勤務の縮減等により、勤務間インターバルの確保に向け取り組んでいくことが必要
- c 仕事と家庭の両立支援の推進
- ・ 男性職員の育児休業取得率は年々上昇。「こども未来戦略方針」における目標達成に向け、より一層の取組が必要
- d 心の健康づくりの推進
- ・ ストレスチェックを始め心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要
- e ハラスメントの防止対策
- ・ 国の取組等を参考として、ハラスメント防止に関する指針に基づき、実効性のある取組を従来以上に推進していくことが必要
- (オ) 会計年度任用職員
- ・ 国の非常勤職員との権衡や常勤職員との均衡を考慮し、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、引き続き、適切に運用していくことが必要
- (カ) 服務規律の確保
- ・ より実効性の高い再発防止策を模索・徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

(2) 報告資料

ア 職員の給与（令和6年4月1日現在）

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長		
		人	増減					人	人	人			人	人
			令和5年4月	増減										
全		14,094	14,141	△ 47	3,461	24	12	273	2,535	5,289	11	2,489		
行政職		3,719	3,746	△ 27	2,967	24	12	228	174	-	11	303		
研究職		222	220	2	177	-	-	25	-	-	-	20		
医療職(1)		27	25	2	27	-	-	-	-	-	-	-		
医療職(2)		90	90	-	89	-	-	-	1	-	-	-		
医療職(3)		201	200	1	201	-	-	-	-	-	-	-		
学校栄養職員		16	17	△ 1	-	-	-	-	-	16	-	-		
学校事務職員		275	283	△ 8	-	-	-	-	-	275	-	-		
計		4,550	4,581	△ 31	3,461	24	12	253	175	291	11	323		
高等学校等教育職員		2,307	2,338	△ 31	-	-	-	-	2,307	-	-	-		
県立中学校教育職員		53	54	△ 1	-	-	-	-	53	-	-	-		
市町村立小・中学校等教育職員		5,018	4,981	37	-	-	-	20	-	4,998	-	-		
計		7,378	7,373	5	-	-	-	20	2,360	4,998	-	-		
警察官		2,166	2,187	△ 21	-	-	-	-	-	-	-	2,166		

(注) 任用職員、任期付職員、再任用職員及び60歳に達した日後最初の4月1日以後、給料月額が適用されている職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	14,094	40.5	16.0
一般職員	行政職	3,719	41.9	17.4
	研究職	222	42.8	16.2
	医療職(1)	27	41.0	6.0
	医療職(2)	90	42.8	16.0
	医療職(3)	201	42.7	14.6
	学校栄養職員	16	42.5	18.4
	学校事務職員	275	38.6	18.7
	計	4,550	41.8	17.2
教育職員	高等学校等教育職員	2,307	43.1	17.8
	県立中学校教育職員	53	39.5	15.0
	市町村立小・中学校等教育職員	5,018	39.0	13.8
	計	7,378	40.3	15.1
	警察官	2,166	38.9	16.5
令和5年4月 全		14,141	40.5	16.0

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	82.3	5.8	11.9	0.0	59.8	40.2	
一般職員	行政職	100.0	78.4	7.0	14.4	0.2	71.0	29.0
	研究職	100.0	96.8	2.3	0.9	-	75.2	24.8
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	66.7	33.3
	医療職(2)	100.0	81.1	18.9	-	-	57.8	42.2
	医療職(3)	100.0	44.3	48.3	7.5	-	36.3	63.7
	学校栄養職員	100.0	62.5	37.5	-	-	-	100.0
	学校事務職員	100.0	0.4	30.5	69.1	-	41.8	58.2
	計	100.0	73.2	10.3	16.4	0.1	67.4	32.6
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	97.3	2.6	0.2	-	52.9	47.1
	県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	-	-	56.6	43.4
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	94.6	5.4	0.0	-	43.7	56.3
	計	100.0	95.4	4.5	0.1	-	46.7	53.3
警察官	100.0	56.3	0.6	43.0	0.0	88.5	11.5	
令和5年4月 全	100.0	81.8	5.9	12.2	0.0	59.9	40.1	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
		円	円	円	円	円	円
全		346,368	9,278	13,017	368,663	12,963	381,626
一般職員	行政職	327,805	9,538	15,907	353,250	15,371	368,621
	研究職	350,762	10,072	13,234	374,068	16,722	390,790
	医療職(1)	423,071	8,426	74,255	505,752	366,407	872,159
	医療職(2)	331,414	8,894	8,933	349,241	8,675	357,916
	医療職(3)	335,289	9,791	6,720	351,800	7,237	359,037
	学校栄養職員	312,413	1,344	8,923	322,680	7,236	329,916
	学校事務職員	298,604	5,033	7,443	311,080	8,377	319,457
	計	328,074	9,255	15,043	352,372	16,577	368,949
教育職員	高等学校等教育職員	383,388	9,137	13,636	406,161	9,139	415,300
	県立中学校教育職員	361,175	9,604	13,874	384,653	12,038	396,691
	市町村立小・中学校等 教育職員	352,040	7,022	10,042	369,104	13,274	382,378
	計	361,907	7,702	11,194	380,803	11,972	392,775
警察官		331,860	14,697	14,975	361,532	8,752	370,284

令和5年4月	全	342,040	9,281	12,840	364,161	12,810	376,971
	行政職	326,153	9,755	15,926	351,834	15,001	366,835

(注) 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

令和6年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
275事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

c(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業により17層に分類し、これらから
118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、「(イ)産業別、規模別調査事業所数」のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るとき
は、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係284人（行政職に相当する調査実人員239人）、初任給関係以外の調
査職種4,257人（行政職に相当する調査実人員3,549人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は17,318人であり、行政職に相当するものは
11,519人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	100	4	4	5	31	56	31	50	19
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	-	-	2	5	2	3	2
製造業	43	4	-	2	14	23	8	25	10
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	16	-	2	1	4	9	10	3	3
卸売業、小売業	3	-	-	-	2	1	1	1	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	-	1	1	2	1	4	1	-
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	26	-	1	1	7	17	6	17	3

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が18所あった。

2 調査対象事業所118所に占める調査完了事業所100所の割合(調査完了率)は、84.7%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	235,728	251,177	201,722	※ 197,467
	短大卒	192,673	※ 197,071	※ 180,139	※ 202,214
	高校卒	176,521	180,589	171,357	184,462

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工) 職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
事業関係職種	支店長	5	50.4	656,691	849	655,842	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	49.4	697,431	0	697,431	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	55.1	613,201	2,248	610,953	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	10	54.4	795,342	183	795,159	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	57.1	868,705	396	868,309	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	50.5	536,469	0	536,469	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	84	52.8	622,692	3,106	619,586	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	62	52.4	669,803	1,963	667,840	
	短大卒	7	54.8	480,314	8,711	471,603	
	高校卒	15	53.1	540,839	4,315	536,524	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	69	54.1	688,045	5,543	682,502	同 上
	大学卒	44	53.9	757,972	2,475	755,497	
	短大卒	10	56.1	612,322	6,918	605,404	
	高校卒	14	53.0	568,664	12,446	556,218	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務部次長	67	51.8	568,021	959	567,062	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)	
大学卒	59	51.4	576,339	1,104	575,235		
短大卒	3	57.5	559,020	0	559,020		
高校卒	5	54.0	493,911	0	493,911		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	21	51.4	526,631	13,611	513,020	同 上	
大学卒	8	53.7	609,491	16,321	593,170		
短大卒	3	51.1	575,917	0	575,917		
高校卒	10	50.0	462,110	15,144	446,966		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	205	49.3	529,525	7,855	521,670	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	144	47.9	575,137	6,882	568,255		
短大卒	17	52.7	416,953	5,861	411,092		
高校卒	44	51.4	454,304	11,137	443,167		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	204	50.3	591,748	12,400	579,348	同 上	
大学卒	107	49.2	621,460	3,553	617,907		
短大卒	29	48.9	562,409	30,957	531,452		
高校卒	65	52.2	560,009	16,778	543,231		
中学卒	3	57.5	690,730	2,413	688,317		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和6年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	116	48.3	457,753	20,777	436,976	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
	大学卒	83	47.5	463,411	16,493	446,918	
	短大卒	12	49.2	382,327	18,824	363,503	
	高校卒	21	50.3	473,902	33,665	440,237	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	92	49.5	561,153	38,559	522,594	同 上
	大学卒	49	48.5	558,053	34,512	523,541	
	短大卒	16	50.3	511,465	37,591	473,874	
	高校卒	27	50.6	597,926	45,988	551,938	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	181	45.9	432,554	35,442	397,112	係の長及び係長級専門職
	大学卒	105	44.3	418,136	33,052	385,084	
	短大卒	18	46.3	362,431	29,200	333,231	
	高校卒	58	49.0	485,563	42,246	443,317	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	219	49.9	549,886	48,828	501,058	同 上
	大学卒	87	46.1	545,770	40,205	505,565	
	短大卒	16	47.2	544,762	69,451	475,311	
	高校卒	114	53.2	554,217	52,925	501,292	
	中学卒	2	46.3	461,730	87,331	374,399	
事務主任	180	41.5	351,035	33,053	317,982	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）	
大学卒	94	39.4	360,381	30,830	329,551		
短大卒	32	46.2	344,352	30,151	314,201		
高校卒	53	41.5	340,058	38,794	301,264		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	271	47.2	544,066	91,726	452,340	同 上	
大学卒	77	41.9	492,991	93,360	399,631		
短大卒	43	44.0	524,402	108,909	415,493		
高校卒	147	50.7	574,737	85,747	488,990		
中学卒	4	38.3	413,355	65,576	347,779		
事務係員	965	39.9	306,846	23,938	282,908		
大学卒	463	36.2	325,612	27,353	298,259		
短大卒	184	42.9	281,255	18,015	263,240		
高校卒	317	43.5	295,290	22,580	272,710		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術係員	860	34.5	380,250	66,584	313,666		
大学卒	381	32.0	367,626	58,636	308,990		
短大卒	160	34.7	400,206	79,982	320,224		
高校卒	314	37.6	383,776	67,932	315,844		
中学卒	5	32.1	341,513	64,684	276,829		

(注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。